

## ニュージーランド向け日本産りんごの輸出検疫条件の概要

ニュージーランド向けに日本産りんごを輸出する場合には、登録生産園地での栽培地検査、登録選果こん包施設での選果・こん包の実施とともに、輸出検査を受けなければならない。

### 1 対象植物

りんご生果実

### 2 主な検疫対象病害虫

ミバエ類、モモシクイガ、モモノゴマダラメイガ、オウトウハダニ、カンサワハダニ、リンゴ灰星病、リンゴ赤星病

### 3 主な検疫条件

#### (1) 生産地域の指定

事前にニュージーランドから認可を受けた県内で、植物防疫官が生産地域を指定する。

※現在までの輸出生産県

(青森県、岩手県)

#### (2) 登録生産園地での栽培期間中の検査

登録生産園地での日本の植物検疫機関による栽培期間中の検査（開花期及び収穫期）で、灰星病の発生がないこと。

#### (3) ミバエ類の無発生地域のモニタリング

5 月から 1 0 月までの間、登録生産園地及びその周辺でトラップ調査を行い、ミバエ類の発生がないこと。

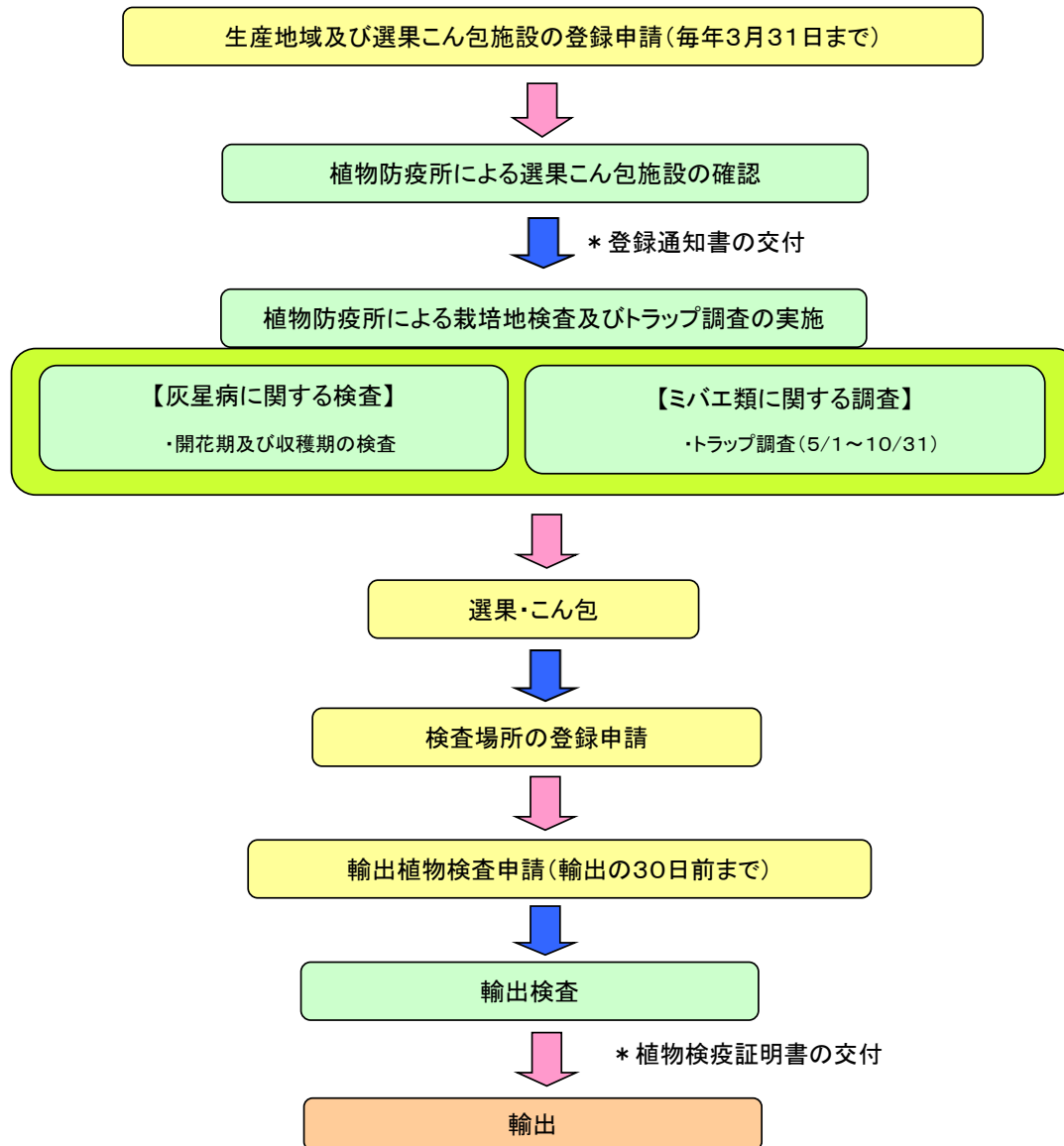
#### (4) 登録選果こん包施設での選果の実施

こん包は、未使用の容器を使用し、各こん包への表示（指定園地、指定生産者及び指定選果場の記号・番号並びに箱詰め年月日）を行うこと。

#### (5) 輸出検査の実施

植物防疫官による輸出検査において、病害虫の付着がないことを確認した場合は、植物検疫証明書が発給される。

# ニュージーランド向けりんごの輸出フローチャート



## 1. 生産園地及び選果こん包施設の登録

生産園地及び選果こん包施設の登録条件は以下のとおり。

### (1) 生産園地

- ① 県の指導の下に、防除暦に従い病害虫の防除が適切に実施されていること
- ② 県によるミバエ無発生モニタリング調査が実施されていること

### (2) 選果こん包施設

- ① 指定した生産地域内にあること
- ② NZ向け輸出りんごは、指定選果場内でのみ箱詰めされていること
- ③ 病害虫の被害果を選別するのに十分な光量が確保されること
- ④ 選果後のりんごが、生産者毎に保管できること
- ⑤ 選果期間中は、管理責任者が常駐する体制であること

## 2. 栽培地検査及びトラップ調査の実施

### (1) 栽培地検査は以下の項目について実施する。

開花期及び収穫期における灰星病の検査

### (2) トラップ調査は以下の項目について実施する。

ミバエ類を対象としたトラップ調査を実施(5/1～10/31)

## 3. 選果・こん包

### (1) 選果・こん包は以下の項目について確認する。

- ① 新しい材料のこん包容器でこん包されること
- ② こん包容器に指定生産園地、指定生産者及び指定選果場の番号並びに、こん包月日が表示されること

## 4. 輸出検査

輸出検査は以下の項目について確認する。

- (1) 灰星病及びミバエ類が認められないこと
- (2) NZの検疫対象病害虫の付着がないこと

- ① 病害: 赤星病等
- ② 害虫: モモシンクイガ、モモノゴマダラメイガ、オウトウハダニ、カンサワハダニ等